

石巻市総合運動公園陸上競技場

基本計画策定業務

仕様書

令和5年5月

石巻市

# 石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務仕様書

## 1 業務名

石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日まで

## 3 業務の背景

本市では、令和4年度に策定した石巻市総合運動公園陸上競技場基本構想（以下「基本構想」という。）を具現化するため、施設の機能、規模を決定するとともに、概算事業費の算出や整備スケジュールの検討、陸上競技場の活用方法や運営方針の検討を定めた、石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとしている。

なお、基本計画の策定に当たっては、外部有識者を含めた「石巻市陸上競技場基本計画策定に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、多角的かつ横断的に検討を行うこととする。

## 4 業務の目的

本業務は、懇談会の運営を支援し、より現実的で具体的な基本計画となるよう、情報収集、条件整理、比較検討、試算等、計画策定に必要となる各種業務を委託するもの。

## 5 建設予定地である石巻市総合運動公園の概要

別紙1「石巻市総合運動公園の概要」のとおり

## 6 提出書類

本業務の着手に当たり、受注者は契約締結後速やかに以下の書類提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 総括責任者等の選任届
- (3) 業務計画書

なお、業務計画書には以下の事項を記載し、提出すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務組織計画
- オ 打合せ計画
- カ 成果品の内容
- キ 使用する図書及び基準
- ク 管理技術者、照査技術者及び主任技術者（建築、土木）
- ケ 連絡体制（緊急時を含む。）
- コ その他

## 7 業務内容

委託業務は、基本構想を踏まえたうえで、具体的な整備にあたっての基本計画策定に係る一式とし、次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は基本計画策定に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受注者の企画提案により調整することとする。

なお、下記の業務内容に示したもののほか、計画策定に必要であると認められる事項についても、積極的に提案、調整すること。

### (1) 作業スケジュールの作成・管理

#### ① 作業スケジュールの作成

本業務の目的を十分把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業スケジュールを立案する(契約締結後に本市と協議の上、スケジュールを決定する。)

#### ② 作業スケジュールの管理

本スケジュールに基づき、的確な工程管理を行い、本業務の進捗状況を適宜報告するものとする。

### (2) 基本計画の検討

#### ① 事業背景・経緯の整理

基本構想の概要及び上位関連計画を踏まえ、本事業の背景や経緯を整理するとともに、計画にあたっての問題点の抽出及び課題の整理を行う。

#### ② 計画条件の整理

計画の予定地である既存公園の現状把握や、敷地内の他施設との役割分担、関連法規・規定の整理等、計画を策定する上での与条件の整理を行う。

#### ③ 基本方針の設定

基本構想や各種会議体の協議内容を踏まえ、本事業の基本方針を設定するとともに、本市における陸上競技場の担うべき役割を明確にする。

#### ④ 施設計画の検討

ゾーニング計画、交通アクセスを含めた動線計画、効率的かつ効果的に利活用するための各種計画(施設配置計画、構造計画、設備計画(電気・機械)、造成計画、排水計画、外構計画、スタンド計画、芝生計画、防災関連計画等)について検討する。また、導入施設の選定を行い、これらの規模を検討する。

施設計画の検討を踏まえ、陸上競技場基本計画図及び鳥瞰図(1枚)、イメージパース図(2枚)を作成する。

#### ⑤ 管理・運営計画の検討

陸上競技場単体での管理運営計画に加え、総合運動公園全体の管理運営計画を検討する。管理運営計画は、維持管理、運営管理、管理体制等について検討する。

#### ⑥ 事業スキームの検討

##### ア 事業手法の検討

類似事例調査やサウンディング調査を踏まえ、従来方式やDB方式、PFI方式等、考え得る事業手法について、比較検討を行う。

##### イ 事業スケジュールの検討

各事業スケジュールについて作成し、比較検討を行う。

ウ 概算事業費の算出

基本計画図に基づき、陸上競技場の整備に必要な概算事業費を算出する。概算事業費は、建設費用のほか、付帯設備費用、備品購入費を含めるものとする。

エ 建設財源の検討

当該事業費に係る財源について、国土交通省、防衛省及び各省庁の補助メニュー等、該当すると想定される全ての事項について調査する。

オ 事業スキームの決定

上記ア～エを踏まえた比較検討表を作成し、検討委員会等での協議を経て、本事業に最適な事業スキームを決定する。

⑦ その他必要と思われる項目の検討

その他、基本計画策定において必要と思われる項目について、発注者と協議の上、検討する。

(3) 調査・分析等

① 類似事例調査

全国の類似事例（陸上競技場整備、スタジアム整備、公園整備等）について、事業手法や概算事業費等について調査する。調査項目については、発注者に提案の上、協議して決定する。

② サウンディング調査

民間事業者との対話により、可能な限り民間活力を導入した施設整備及び運営を進めるため最適な事業手法の選定を行うにあたり、PFI方式による施設整備についての民間需要について調査する。

③ 費用便益分析評価

大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（国土交通省都市局最新版）に基づき費用便益の分析評価を行う。

ア 対象公園のデータ整理

費用便益の算出に必要な対象公園及び競合公園のデータを整理する。

イ 利用価値の計測

競合公園及び検討対象ゾーンに関するデータを整理し、単年度便益の計測を行うものとする。

ウ 費用の計算

対象公園の用地費・施設費・維持管理費を計算するものとする。

エ 費用対効果の計測

単年度便益及び費用の値を用いて費用対効果を算出するものとする。

④ 官民連携基盤整備推進調査等、補助申請に係る支援

民間事業活動と一体的に実施する基盤整備の事業化を検討するにあたり、官民連携基盤整備推進調査費の交付申請に必要な資料の作成を支援する。

(4) 各種会議の運営支援

下記の各種会議開催に伴い、会議資料の作成、会議への出席、助言、提言、会議録の作成等の運営支援を行う。

① 懇談会（5回程度）

② 庁内関係者で構成する「庁内検討委員会」（4回程度）

- ③ 関係団体で構成する「石巻市スポーツ推進審議会」（3回程度）
- ④ 市議会議員で構成する「石巻市陸上競技場の整備を推進する議員連盟役員会」（4回程度）
- (5) 基本計画書（詳細版・概要版）の策定  
計画書（詳細版・概要版）の最終印刷版の作成に向けた準備として、上記(2)～(4)を踏まえて、原稿案の作成を行う。記載項目については、発注者に提案の上、協議して決定する。

## 8 再委託の禁止

本業務の実施に当たり、その全部又は一部の業務を第三者に委託してはならない。ただし、書面で市の承諾を得た場合には、委託することができるものとする。

## 9 打合せ及び議事録の作成

業務を適正にかつ円滑に実施するため、受注者は発注者と十分な打合せを行い、進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については都度、議事録を作成し、調査職員に提出すること。

## 10 資料の管理

受注者は、本業務において、貸与される資料等について、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却すること。

## 11 成果品の帰属

本業務において使用及び作成した資料又は成果品は、全て本市の帰属とし、受注者は本市に許可なく、他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。成果品等の作成において、他の個人、団体等の資料を引用又は転用する場合、受注者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その承諾を得なければならない。

## 12 成果品

- (1) 業務完了届 2部
- (2) 納入成果品一覧 1部
- (3) 基本計画 本編 50部（A4判カラー刷り）
- (4) 基本計画 概要版 100部（A4判カラー刷り）
- (5) その他業務上で作成した資料 一式

上記(1)から(5)までを電子データ（電子記録媒体に保存）に保存し、1部提出すること。なお、電子データのファイル形式は、修正可能な Microsoft Word、Excel 又は Powerpoint の形式で作成し、併せて PDF データを作成すること。

## 13 成果品提出先

石巻市市民生活部スポーツ振興課

## 14 法令遵守

本業務を履行するに当たっては、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）をはじめとする各種関係法令、規則等を遵守すること。

## 15 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

## 16 留意事項

- (1) 受注者は、石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石巻市条例第48号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、業務の反映に努めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、本市との協議を要するものとする。
- (4) 本仕様書に示す各会議回数等については、現時点の予定であり、実際と異なる場合がある。
- (5) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して、一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を行わなければならない。  
また、損害賠償の請求があつた場合には、受注者が自己の責任において、一切を処理するものとする。
- (6) 業務の履行に当たり、十分な知識を有する者を配置すること。適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (7) 業務終了後において、受注者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、

速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は、受注者の負担とする。

- (8) 本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者が誠意をもって協議の上、決定するものとする。